

薬学系研究科 Ban 平井（大越）貞子基金研究奨励賞の運用に関する要綱

令和 4 年 8 月 4 日 制定
薬学系研究科教授会 承認

（目的）

第1条 この要綱は、薬学系研究科・薬学部において将来の優れた活動が期待される学生及び若手研究者に対して Ban 平井（大越）貞子基金による表彰を行うに当たり、その運用に関し必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第2条 表彰の名称は、薬学系研究科 Ban 平井（大越）貞子基金研究奨励賞（以下「本賞」という。）とする。

（対象者）

第3条 表彰対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 薬学系研究科・薬学部（以下「学部・研究科」という。）に所属する学部学生又は大学院学生
 - 二 学部・研究科に所属する若手の教員
 - 三 所定の手続により学部・研究科が受け入れている若手研究者
 - 四 その他研究科長が認める者
- 2 前項第2号の「若手の教員」及び第3号の「若手研究者」とは、原則として受賞年度の末日における年齢が40歳以下であり、かつ、博士号取得者又はこれと同等の能力を有すると研究科長が認める者をいう。ただし、ライフィベントに関わる者の年齢制限については、この限りでない。

（助成）

第4条 本賞は、次の各号のいずれかに掲げる活動に要する費用の一部を助成するものとする。

- 一 留学又はその準備に要する費用
- 二 海外学術研究集会の参加に要する費用
- 三 育児、出産その他のライフィベントに関わる研究支援経費

（募集）

第5条 研究科長は、毎年度2回、第3条に定める要件に該当すると認められる候補を学部・研究科内に募集する。

（応募）

第6条 本賞に応募する者は、所定の様式で作成した申請書を添えて応募する。

2 応募に当たり、東京大学が周知する奨学事業又は研究助成事業との重複申請を推奨する。

（選考）

第7条 研究科長は、表彰を受ける者を選考するため、次の各号に掲げる者をもって選考委員会を組織する。

- 一 研究科長

- 二 奨学委員会委員長
- 三 学生支援委員会委員長
- 四 その他研究科長が必要と認める者
(表彰の決定)

第8条 表彰の決定については、選考委員会の議に基づき研究科長が行う。

(表彰の方法)

第9条 表彰は、研究科長が受賞者に通知することにより行う。

- 2 別表に定める区分に応じ、受賞者に助成金を支給する。
- 3 表彰に際して、適切な方法により、受賞者の氏名その他必要な事項を公表する。
(報告)

第10条 受賞者は、本賞の助成に関わる活動について、所定の様式で作成した報告書を研究科長に提出するものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、表彰の運用に関し必要な事項については、研究科長が別に定める。

別表

留学又はその準備に要する費用	1件につき20万円	
海外学術研究集会の参加に要する費用		
ライフイベントに関わる	他の事業から支援金を受け ていない場合	1件につき50万円
研究支援経費	他の事業から50万円未満 の支援金を受けている場合	1件につき50万円との差額

附 則

- 1 この要綱は、令和4年8月10日から施行する。
- 2 この要綱は、Ban 平井（大越）貞子基金の終了をもって廃止する。